

平成30年第1回若狭町議会定例会会議録（第1号）

平成30年3月2日若狭町議会第1回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

1番	藤本 武士 君	2番	熊谷 勘 信 君
3番	渡辺 英 朗 君	4番	島津 秀 樹 君
5番	辻岡 正 和 君	6番	坂本 豊 君
7番	今井 富 雄 君	8番	原田 進 男 君
9番	北原 武 道 君	10番	福谷 洋 君
11番	清水 利 一 君	12番	小堀 信 昭 君
13番	小林 和 弘 君	14番	松本 孝 雄 君

2. 欠席議員

な し

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 二本松 正 広 書 記 北清水 佳 代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	森 下 裕	副 町 長	中 村 良 隆
教 育 長	玉 井 喜 廣	総 務 課 長	谷 口 壽
会計課長補佐	小 嶋 巧	総合戦略課長	泉 原 功
税務住民課長	橋 本 清 考	環境安全課長	深 水 滋
地域医療・介護 センター長	中 村 俊 幸	福 祉 課 長	小 堀 勝 弘
建 設 課 長	岡 本 隆 司	水 道 課 長	藤 本 齊
農林水産課長	森 下 精 彦	パレオ文化課長	飛 永 恭 子
歴史文化課長	永 江 寿 夫	教育委員会 事務局長	木 下 忠 幸

5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（嶺南地域有害鳥
獣処理施設の指定管理者の指定期間変更について）

日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（嶺南地域有害鳥
獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定期間変更について）

て)

- 日程第 5 議案第 1 号 平成 29 年度若狭町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 6 議案第 2 号 平成 29 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 3 号 平成 29 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 4 号 平成 29 年度若狭町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 9 議案第 5 号 平成 29 年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 6 号 平成 29 年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 7 号 平成 29 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 8 号 若狭町空家等対策の推進に関する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9 号 若狭町社会福祉施設維持管理基金条例の制定について
- 日程第 14 議案第 10 号 若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 11 号 若狭町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 12 号 若狭町個人情報保護条例及び若狭町情報公開条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 13 号 若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 14 号 原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 15 号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 16 号 若狭町パレオ若狭リラクゼーション施設条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 17 号 若狭町児童館条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 18 号 若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 19 号 若狭町国民健康保険基金条例及び若狭町国民健康保険条

例の一部改正について

- 日程第 2 4 議案第 2 0 号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 1 号 若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 2 号 若狭町企業振興条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 3 号 農村地域工業等導入促進法の施行に伴う町税の特例に関する条例の廃止について
- 日程第 2 8 議案第 2 4 号 若狭町教職員住宅条例の廃止について
- 日程第 2 9 議案第 2 5 号 若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置について
- 日程第 3 0 議案第 2 6 号 福井県市町総合事務組合理約の変更及び財産処分について
- 日程第 3 1 議案第 2 7 号 平成 3 0 年度若狭町一般会計予算
- 日程第 3 2 議案第 2 8 号 平成 3 0 年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 2 9 号 平成 3 0 年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 3 1 号 平成 3 0 年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 3 2 号 平成 3 0 年度若狭町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 3 3 号 平成 3 0 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 3 0 年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 3 5 号 平成 3 0 年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 4 0 議案第 3 6 号 平成 3 0 年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 4 1 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 4 2 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 4 3 議案第 3 9 号 平成 3 0 年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 4 4 議案第 4 0 号 平成 3 0 年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 4 5 議案第 4 1 号 平成 3 0 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 4 6 議案第 4 2 号 財産の処分について（北前川区）
- 日程第 4 7 議案第 4 3 号 財産の処分について（大鳥羽区）
- 日程第 4 8 議案第 4 4 号 町道路線の変更について

- 日程第 4 9 議案第 4 5 号 町道路線の廃止について
- 日程第 5 0 議案第 4 6 号 若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレオ若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定期間変更について
- 日程第 5 1 議案第 4 7 号 若狭町みかた温泉施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 2 議案第 4 8 号 嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 3 議案第 4 9 号 嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について

(午前 9時13分 開会)

○議長（原田進男君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました平成30年第1回若狭町議会定例会の開会に当たり、議員各位には、万障繰り合わせの上、御出席いただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

本定例会に提出されます議案につきましては、平成29年度各会計の補正予算、条例の制定、一部改正のほか、平成30年度各会計予算、指定管理者の指定等が主なものであります。

議員各位には、十分な御審議をお願いするものであります。

さて、この冬は嶺北地方を中心に記録的な大雪に見舞われ、とうとい命が失われ、住民生活にも大きな影響をもたらしました。被害に遭われた皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

3月を迎え、寒さも幾分緩み、少しずつ春の息吹を感じますが、議員各位には、健康には十分御留意され、本定例会の円滑な運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶といたします。

日程に先立ち、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査平成29年11月分から平成30年1月分までの結果報告書が、お手元に配付のとおり報告されております。

次に、地方自治法第121条の規定により、議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、谷口総務課長ほか各担当課長の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、平成30年第1回若狭町議会定例会を開会します。

町長より発言を求められておりますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さんおはようございます。

いよいよ湖畔の梅の花も咲き始めるころとなり、春を感じる季節となりました。

この冬は、福井県、特に嶺北地方を中心に五六豪雪以来、37年ぶりの積雪量を記録するなど記録的な大雪に見舞われました。特に、2月6日から9日にかけて、北陸の大動脈であります国道8号で立ち往生が続くなど、住民生活にも大きな影響をもたらしました。ここで、大雪の影響を受けられました皆さん方にお見舞いを申し上げたいと思い

ます。

若狭町におきましても記録的な寒波に襲われ、各家庭での水道管の凍結による破損などにより、一部の地域では断水するなどの影響もありました。

本日、平成30年第1回若狭町議会定例会の招集をさせていただきましたところ、議員全員の御出席を賜り、開会できますことを厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、私の町政運営に対する所信の一端と施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様の御理解と御協力をお願いするものであります。

まず初めに、私は町長就任以来これまでの間、「みんなで創るみんなのまち」をスローガンに掲げ、議員の皆さんを初め、多くの町民の皆様の温かい御支援と御協力をいただきながら、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの実現を目指し、全力で取り組んでまいりました。そして、昨年5月からは、新たに「笑顔全開・地域力発信」をキャッチフレーズとして、町政3期目のスタートを切らせていただきました。

そうした中、昨今の社会情勢であります。まず、海外に目を向けますと、アメリカの経済・外交・移民政策などの政権運営の動きや北朝鮮の核・ミサイルの問題など、世界は混迷した状況にあります。

また、我が国におきましては、アベノミクスによる施策などの実施により、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど雇用・所得環境は改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

しかしながら一方では、相変わらず東京など首都圏への一極集中はとどまることを知らず、特に地方では少子高齢化、人口減少の進行が顕著にあらわれるなど、厳しい状況が続いているところであり、本町におきましても大きな課題となっております。

このような状況を受け、若狭町では人口減少対策に立ち向かい、交流人口の拡大を図るため、若狭町独自の総合戦略を策定し、さまざまな地方創生に向けた取り組みを行っております。そして、今回新たに迎える平成30年度のまちづくりのテーマとして、私は、「連携」と「交流」というキーワードを掲げて、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。ことしは若狭町にとりまして、このテーマに沿ったまちづくりを進めるために当たり、絶好のチャンス之年と考えております。

まず、福井県全体で取り組み、そして、半世紀に一度の一大イベントであります「福井しあわせ元気国体」がこの秋に開催されます。若狭町内におきましては、正式競技としてオープンウォータースイミングが9月12日に食見海岸で実施をされます。

また、公開競技としてゲートボールが9月の1日、2日、グラウンド・ゴルフが9月の22日、23日、それぞれさとうみパークを主会場に開催されることとなっております。

す。

町としましては、全国各地から訪れる選手、そして応援の皆様方を若狭町らしいおもてなしでお迎えをしたいと思っております。特に、町内の団体や住民の皆さんには、いろんな形で御協力をいただきながら、町民総ぐるみで「花いっぱい運動」を展開し、国体会場などを艶やかな色の花で染めていきたいと考えております。

次に、若狭町の新たな玄関口となります待望の三方五湖スマートインターチェンジが、春の本格的な観光シーズンを迎える今月24日に開通をいたします。このスマートインターチェンジは、ETCカードにより、24時間利用することが可能であります。このスマートインターチェンジの開通により、名勝三方五湖や常神半島への観光誘客をさらに促進するものと思っております。また、物流の効率化による企業振興にも大いに活用していきたいと考えております。

さらには、レイク水月、世界のものさし、年縞の価値を多くの方々に知っていただき、さらに研究を高め国内外にアピールする施設として、現在福井県において整備をしております年縞博物館につきましても、9月の国体開催に合わせ、町の縄文博物館に隣接する形で縄文ロマンパーク内にオープンする予定となっております。

特に、世界的にも価値の高い水月湖の年縞が学術的な評価のみにとどまらず、新たな観光資源となるように、県の施設であります里山里海湖研究所や三方五湖の三方青年の家、そして町の施設であります若狭三方縄文博物館、道の駅三方五湖などの周辺施設との連携を図りつつ、学術と観光の両面から新たな誘客を促進してまいります。

さらには、岬小学校を改修して整備してまいりました「みさき漁村体験施設」のこの春のオープンや、鯖街道熊川宿での空き家を活用したシェアオフィスやミュージアムなどの民間活力による新たなにぎわい創出の取り組みなど、我が町にとって追い風となることが、次々に展開してまいります。

私は、このような若狭町にとっての追い風を絶好のチャンスと捉え、各関係機関、各種団体、民間企業、行政、そして住民の皆様が、手と手を取り合い連携し、そして大いに交流を深めていきたいと考えております。そして私どもの誇りであり、我が町のすばらしい宝であります文化的、観光的な資源、いわゆる地域力を国内外に発信し、交流人口の拡大につなげていきたいと考えております。

その一方で、人口減少などによる町税の伸び悩みや合併の優遇措置の縮減、そして少子高齢化などに伴う社会保障費の増大など、財政の健全化に向けての取り組みにつきましても、このたび新たに策定しました「若狭町行財政改革プラン」に基づき、着実に実施していきたいと考えております。

特にこのプランでは、平成30年度からの3年間を集中改革期間として位置づけ、この3年間の間に、年間3億円以上の財政効果を生み出す必要があるとしており、先月の若狭町行財政改革懇談会からいただいた最終報告なども踏まえながら、このプランに基づく歳入の確保及び歳出の削減に関するさまざまな取り組みを着実に実施してまいります。なお、この行財政改革プランを前に進めていくには、何よりも住民の皆さんの御理解、御協力が必要であると考えております。住民の皆様の行財政改革に対する御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日開会いたしました3月議会におきましては、平成30年一般会計を初め、特別会計、企業会計予算、その平成29年度の補正予算や条例関係などの議案を提案させていただきます。

町の平成30年度の予算規模でございますが、一般会計で9億7,259万円で、昨年、骨格予算でスタートし、肉づけをさせていただいた6月補正後との比較では、0.81%の減額となっております。同様に、特別会計では11会計合わせて5億2,583万2,000円で、5.32%の減額となっております。

また、企業会計では3会計の歳出ベースで1億3,902万7,000円で、4.06%の増額となっております。なお、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた町の予算総額では、全体で1.93%の減額となっております。

厳しい財政状況の中、「若狭町行財政改革プラン」の内容につきましても十分考慮した上で、町の重点事業、将来計画の中で必要とする事業を精査し、予算配分をさせていただきました。

それでは、施策事業の概要について順次御説明申し上げます。

平成30年度におきましても、「若狭町総合戦略」の着実な実現に向けて、各種の施策を展開してまいります。

まず、定住促進につきましては、町と関係機関や民間とが連携し「若狭町次世代定住促進協議会」を設置し取り組んでおり、今後も協議会を中心に若者の定住とUターン、Iターン者の確保に努めてまいります。その中でも、本年度、新たな取り組みとして「わかさチャレンジプロジェクト」を立ち上げ、若者間の交流や活動、起業することを支援してまいります。若者が活躍し、輝く機会を創出することにより、若者がチャレンジできる町のイメージを発信し、次世代の定住促進を強化するとともに、地域再生を図ってまいります。

また、近年「関係人口の創出」といったことが、国などで取り上げられるようになりました。関係人口とは、言葉どおり「地域に関わってくれる人口」のことで、自分でお

気に入りの地域に週末ごとに通っていただいたり、頻繁に通わなくても何らかの形でその地域を応援してくれるような人たち、その地域につながるのある人たちのことをいいます。町に住まなくても、そのような方々で地域の活性化を図っていただこうといったところにポイントがあります。おかげさまで、我が町では東京若狭会、大阪福井県人会、名古屋福井県人会といった関東、関西、中京で活躍される若狭町並びに福井県出身者のグループがあります。また、東洋大学や大妻大学、立命館大学、福井工業大学といった、それぞれの大学とも連携して、それぞれ関係人口のつながりを進めてまいりたい、このように考えております。若狭町の応援隊となっていただき、町の活性化に力を貸していただくよう展開していきたいと考えております。

また、社会問題ともなっております空き家対策の新たな展開として、空き家等対策協議会を継続的に実施し、空き家の予防から管理・処分、利活用に対する具体的な行動を展開してまいります。

次に、観光振興につきましては、若狭町の持つ魅力を最大限に発信し、さらなる交流人口の拡大を図っていくことが重要であります。本町には、ラムサール条約登録湿地三方五湖を代表とする自然景観と、日本遺産認定の鯖街道熊川宿など歴史遺産や海湖、山里の豊かな食が豊富にあります。これらのさまざまな地域資源を生かして、交流人口の拡大を図ることで経済、産業の活性化と発展へとつなげてまいります。

特に三方五湖周辺におきましては、三方五湖スマートインターチェンジの開通、縄文ロマンパークの再整備の完了、年縞博物館のオープンなど新たな展開がめじろ押しとなっております。さらには、三方五湖を代表する観光地でありますレインボーラインにつきましては、昨年12月に会社設立以来初めてとなる民間からの新社長を起用しております。

今後も、美浜町との連携のもと、民間ノウハウを生かした山頂公園などの施設の刷新を進め、三方五湖周辺を含めた新たな魅力の創出を図り、福井県を代表する観光地の地位をさらに高めてまいります。

また、4月にオープンいたします「みさき漁村体験施設」につきましては、指定管理者であります金井学園を初め、地元地域づくり協議会なども連携を図りながら、学生を中心とした体験・交流の拠点施設として、常神半島の活性化と後継者の育成につなげてまいりたいと考えております。

さらに、鯖街道熊川宿では、新たに空き家を活用したシェアオフィスやミュージアムなど民間活力によるにぎわい創出の取り組みが進行しております。

また、高島トレイルの駒ヶ岳から森林公園、河内川ダム、熊川宿、そして鯖街道を結

ぶ新たなトレイルコースを設定し、「新たな人の流れをつくろう」という取り組みも高島市とも連携しながら現在進行をいたしております。

今後、これらの取り組みの波及効果が、熊川宿への新たな誘客と交流人口の拡大につながっていくものと考えております。

近年、国の積極的な施策でもある海外からの観光誘客、いわゆるインバウンド施策につきましては、若狭町外国人誘致プロモーション実行委員会による取り組みより、着実な成果が出ておりますので、今後、さらなる拡大に向けて、嶺南市町の広域連携による誘客並びに受け入れ態勢の強化を図ってまいります。

また、平成34年には北陸新幹線の敦賀駅開業が予定されております。これらは、本町はもちろんのこと、嶺南地域の観光誘客の拡大に向けてとても大きなチャンスであります。本町としましては、これまで嶺南市町全体で積み立ててまいりました快速鉄道の基金、そしてそれに関連する福井県の約50億円の基金の活用を県にお願いし、嶺南地方全体の底上げと交流人口の拡大につなげていく政策の実現を、嶺南の市町が一丸となって結束を固め、進めてまいりたいと考えております。

「若狭町観光振興ビジョン」をもとに、関係者だけでなく住民総ぐるみで訪れる観光客をおもてなしするとともに、嶺南市町との情報の共有と連携による、若狭の自然・歴史・食の魅力を発信し、若狭地方が周遊・滞在していただける、さらなる魅力的な観光地として発展していくよう努力してまいりたいと考えております。

次に、特産振興と食育の推進についてであります。若狭町最大の特産品であります福井梅につきましては、梅生産者の高齢化や後継者不足などを背景に、依然として産地は厳しい状況が続いております。こうした中、町では「若狭町梅振興ビジョン」に基づき、梅生産者の所得や雇用の増加を図るべく、現在、農林水産省からの交付金を受けている町内の3事業所などと町とが一体となって、梅の新商品開発など6次産業化の推進に向けて取り組んでいるところでございます。

特に、本年度は観光誘客を図っていくため、若狭町梅振興連絡協議会を中心に関係者と連携し、新商品や新たなキャラクターグッズの販売促進活動などを展開しながら、町の観光資源を活用した梅産地の振興を図ってまいりたいと考えております。

また、地方創生の目玉として、鯖街道や地元食材をテーマに地域活性化を図ってまいりました熊川地区とその周辺地域では、引き続き地元の組織を中心として、国や県の補助事業を活用しながら、特産の熊川葛や伝統野菜の山内かぶらなど、地元特産品の生産基盤の安定化を図りながら地域の活性化や販売促進活動を後押しし、町の地域振興や観光振興につなげてまいります。

食育・地産地消の推進につきましては、生産者や学校、行政などの関係者で組織する「若狭町食育連携会議」を中心に、地元食材を積極的に学校給食や食生活に取り入れ、次世代を担う生徒・児童たちのふるさと意識の高揚を今まで以上に図ってまいりたいと考えております。

商工振興につきましては、わかさ東商工会が昨年合併10周年を迎え、さらなる地元の消費拡大、小規模事業者などの成長、発展に取り組んでいただいているところであります。引き続き、地域内の消費拡大と小規模事業者の成長発展のため、美浜町とも緊密な連携をとりながら商工会の運営について支援をしていきたいと考えております。

続いて、若狭町におきまして、かねてより大きなプロジェクトとして進んでおります県営河内川ダム整備につきましては、長い年月を要しましたが、ダム堤体のコンクリート打設が平成29年12月に完成し、平成30年度には試験湛水が行われる予定で、平成31年度の完成に向け大詰めを迎えているところです。ダム完成後、この周辺一帯は、熊川宿との相乗効果を生み出せるエリアとして熊川地域の新たな魅力の一つとなります。地元や福井県と連携しながら、今年度から順次周辺整備に取りかかってまいります。

次に、町内の農業の基盤整備についてですが、優良な農地を保全し、農業経営の安定化を図るため、集落基盤整備事業や区画整理事業、土地改良施設の更新事業などの基盤整備に取り組んでいるところであります。また、多面的機能支払交付金事業におきましては、農地の維持や資源向上活動などへの支援を行うとともに、施設の長寿命化にも取り組んでおり、地域住民との協働の町づくりを実践しているところであります。

次に、防災についてであります。昨年10月22日から23日にかけての台風21号による豪雨により、公共施設や農地に大きな被害が発生しました。また、北川及びはす川流域の住民の方には、避難勧告の発令をいたしました。こうした災害に備えるため、今年度も防災資機材や備蓄品の整備を順次行ってまいります。また、災害時に資機材を提供いただける事業所との協定や他自治体との相互応援協定の締結など、防災体制の構築に努めてまいります。

一方、災害時には、自助・共助が最も大きな力を発揮することから、今後も自主防災組織や防災士の育成に努め、防災訓練などを通じて、地域防災力の強化を図ってまいります。

次に、原子力防災についてであります。昨年も県が行う原子力防災個別訓練に参加いたしました。また、町独自の取り組みとして、西浦地域づくり協議会との共催により、旧岬小学校に整備した放射線防護施設の見学、体験会も実施いたしました。今後と

も、原子力防災について住民への周知を図るとともに、原子力防災訓練などの実施を通じて原子力防災計画の検証を行い、より実効性のある計画となるよう努めてまいります。

次に、廃棄物の処理についてでございますが、昨年6月に設立いたしました「若狭広域行政事務組合」において、一般廃棄物の広域処理を行う、広域ごみ焼却施設の建設に向け、環境影響調査の実施など、着実に事業を進めてまいります。合わせて美浜・三方環境衛生組合で運営しておりますエコクル美方につきましては、広域での取り組みを踏まえた上で、今後の計画などについて具体的に取り組んでまいります。

次に、住宅施策であります。人口減少対策が喫緊の行政課題となる中、快適な居住環境の提供は、若者の定住促進、Uターン、Iターン者などの受入の充実のための重要な施策の一つと考えております。そのため、町営住宅につきましては、適正な管理のもと、安全・安心、快適で住みやすい住宅を提供し、引き続き入居者の確保に取り組んでまいります。

また、町で整備をいたしました住宅分譲地ではありますが、若狭瓜割エコビレッジ、上瀬住宅団地の分譲促進にも引き続き努めてまいります。

次に、農業振興についてですが、まず米政策につきましては、平成30年産からは、国による米の生産数量目標の配分と米の直接支払交付金が廃止されるなど、米政策の大きな見直しを実施されます。主食用米の需要が毎年8万トンずつ減少する見込みの中、農業者の所得を確保していくには、引き続き米の過剰作付をなくし米価を安定させていく必要があります。そのため、若狭町農業再生協議会が主体となり、国からの米の需給見通しに基づき米の生産数量の目安を示し、これまで同様、農家の皆さんに米の生産調整の継続をお願いしていただいております。

今後も、都道府県単位での産地間競争が激しくなり、米価の下落も予想されますので、担い手農家への農地集積をより一層推進し、担い手農家の規模拡大による生産コストの削減などにより、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。合わせて各農業者の経営安定を図るため、主食用米の生産だけに頼るのではなく、飼料米の作付拡大や白ネギ、加工用キャベツなどの水田園芸作物、施設園芸などの取り組みについて、関係者機関と協力しながら推進してまいります。

農業の担い手育成につきましては、かみなか農楽舎の取り組みは、地方創生の全国的なモデルとして高い評価を受けております。そのため、地域の農業者の皆さんとのつながりを大切に、農業研修体制の強化、充実を図り、地域農業の後継者など地域が求める人材育成を今後とも行ってまいります。

また、かみなか農楽舎には、県外から研修生や卒業生、そしてインターンシップ生などが多く来られておりますので、その方々を中心としたつながりの中で、さらなる交流人口の拡大と就農・定住の促進を図り、地域を活性化させていきたいと考えております。

次に、鳥獣被害防止対策につきましては、「サルに負けない強い集落づくり」を目標として、集落ぐるみでサルを寄せつけない対策を行っていくため、昨年度に引き続き講習会を開催させていただきます。ことしも多くの集落で取り組んでいただけるよう事業推進を図ってまいります。合わせて、獣害防止柵の未整備地区への事業推進と若手の有害鳥獣捕獲隊員の確保も引き続き図ってまいります。

林業振興につきましては、国では森林関係法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において森林環境税及び森林環境贈与税を創設して、森林整備に要する財源を確保し、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えるこれらの森林資源を活用し、林業の成長産業化を図ることとしております。町におきましては、今後の国の具体的な施策を注視し、今後とも県産材の活用を推進するため、森林所有者と県、町が木材生産協定を締結し、効率的な路網の配置や林業機械の効率的な稼働により、民有林と県有林、町行造林の一体化による低コストの間伐材の生産拡大と、今後の森林整備を進める上で必要となる意欲と能力のある経営体の育成も図っていききたいと考えております。

水産業の振興につきましては、世久見区におきまして、大規模な藻場の再生事業に取り組み、今年度は1.2ヘクタールの藻場造成に着手する予定です。これにより、魚介類を初めとする安定した漁場が確保され、民宿で提供される食材もさらに豊富なものになると期待をいたしております。

また、定置網漁業の振興対策としまして、今年度、3定置網組合におきまして、定置網の改修や漁業施設の整備を行います。これにより、今後、各定置網組合では、漁獲量の増加により経営基盤の安定化が図れるものと期待をいたしております。

続きまして、福祉に関しましては、平成30年度におきましても、国、県のさまざまな補助事業を積極的に活用するとともに、地域住民のつながりの力を生かし、高齢者や障害者の方々が住み慣れたこの町で、心豊かに安心して暮らすことができるように福祉サービスの充実を図ってまいります。

高齢者福祉につきましては、年々高齢化率が上昇しており、これに比例して高齢者世帯の増加、介護保険の要介護の認定者も増加をいたしております。

そこで、平成30年から3カ年の「高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」に基づき、重点目標である若狭町らしい地域包括ケアシステムの具体的な体制の構築に向け

た取り組みを前に進めてまいります。特に今年度は、福祉・保健・医療の関係部局で構成している地域包括ケア推進会議を核に、高齢者の方々の日ごろの生活を住み慣れた地域で支え合える新たな体制を、地域の皆さんと一緒にあって構築してまいりたいと考えております。また、病気になっても、介護が必要になっても、一日でも長く在宅で暮らせるよう若狭町内の医療機関との連携を強化し、在宅医療を推進するとともに、介護サービス事業所との連携体制の強化も図ってまいります。なお、元気な高齢者の皆さんにつきましても、現在、健康な体を今後も維持していくために、老人クラブ事業やサロン活動事業、健康体操教室などの充実を図ってまいります。

また、これまで取り組んでまいりました一人暮らしの高齢者など気がかりな方の見守り活動につきましても、民生委員さんほか、福祉や集落の関係者、そして多様な民間企業などと協力し、見守り体制を継続していきたいと考えております。

障害福祉につきましても、障害があってもなくてもお互いを尊重し合い、地域全体で支え合うことができるよう、障害者についての正しい知識の普及・啓発活動を推進してまいります。

また、今年度は障害者総合支援法、児童福祉法の改正に伴い、若狭町におきましても障害者計画を更新し、「自分らしくいきいきと共に暮らせるまちわかさ」を基本理念に、生活支援や就労支援の強化、障害児のサービス提供体制の充実など、障害者の皆さんが自立した生活が送れるよう取り組んでまいります。

次に、子育て支援対策につきましても、子供を安心して生み育てられる環境をつくり上げていくために「若狭町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子供一人一人の幸せと健やかな育ちが保障される社会の実現を目指してまいります。子育て世帯の経済的負担の軽減策としましては、児童手当や子ども医療費助成などを継続して実施してまいります。また、子ども医療費につきましても、この4月より窓口無料化となり、窓口での医療費の支払いが不要となります。

さらに、出産祝い金につきましても、事業内容を見直し、4月より新たな子育て支援として乳児用品の購入助成、あかちゃんスマイル事業を実施いたします。この事業は町内の店舗から購入した紙おむつや粉ミルクなど乳児用品の購入助成を行うものであり、子育てにかかる経済的負担の軽減と地元経済の活性化を図るものであります。

また、第3子以降の保育料無料化など三人っ子応援プロジェクトとして、多子世帯への子育て支援も継続をいたします。

保育所におきましても「生きる力を育てる」ことを理念とし、子供の年齢や成長に応じ、自然の中で仲間とともに遊び、学び、育つ「わかさ里っこ保育」を大切にいたしま

す。保護者の皆様からの御意見にも耳を傾け、子供の成長を保護者の皆さんとともに確認しながら子育てを支援いたします。

また、少子化の進行を見据え、子供たちにとって最適な保育・教育環境整備の実現を目指し、保育所や学校の配置などに関する検討委員会を新たに設置し、将来のあり方についての検討を進めてまいります。

また、町内の3つの子育て支援センターにおきましては、子供を連れて気軽に遊べる場所として広く利用いただいております赤ちゃん広場、すくすく広場などの行事の機会に合わせて、子供の心や身体についての悩み相談や育児相談なども継続して行っております。特に支援が必要な子供につきましては、心理職、言語聴覚士などの専門家から指導を受けるとともに、教育や福祉・保健・医療機関、そして民生児童委員、行政機関など地域の関係機関が連携協力し、高度な支援に取り組んでまいります。

次に、町民の皆さんの健康づくりにつきましては、今年度新規事業として、「わがまち健康プロジェクト事業」を実施いたします。この事業は、特に予防可能な生活習慣病を発症させないためや、介護認定に至らないための対策として、高血圧や糖尿病、筋力低下を防止すること、また、広く町民の皆さんが地域で健康づくり活動を展開していただくためのリーダーの育成や体制の構築を目的としております。

次に、母子保健につきましては、近年、子供の出生者数が町全体で100人を下回ってきておりますが、その反面、子育ての支援が必要な家庭が以前よりも多く見受けられることから、安心・安全に妊娠、出産・子育てができる環境づくりが大切となります。不妊治療助成事業の周知や妊婦健診の受診勧奨、産科医療機関と連携した保健指導、子供の年齢に応じた健診や育児教室の充実など、途切れないきめ細やかな対応を行ってまいります。

成人保健につきましては、自覚症状のない生活習慣病を発見するための特定健診の受診勧奨や、生活習慣病からの重症化を予防するため、個々に応じた保健指導や栄養指導を継続してまいります。

「年縞・健康・しまっぺいこう」のキャッチフレーズのもと、一人でも多く町民の皆さんの健康づくりを推進していくとともに、医療費及び介護給付費の削減にも努めてまいります。

次に、平成28年4月に新たに19床の有床診療所としてスタートしました上中診療所につきましては、平成30年度には改修工事が全て完了し、よりよい医療が提供できる環境となります。上中・三方診療所につきましては、今後の高齢化を見据えて保健予防と介護との連携を密にするとともに、今まで以上に地域に密着した、親しみの持てる

かかりつけ医療機関となるよう経営努力してまいります。

次に、上下水道事業におきましては、今後も安心・安全な水道水の供給と快適な生活空間・水循環社会の創造を目指して施策を進めてまいります。

水道事業会計及び簡易水道事業会計では、昨年引き続き将来を見据えた更新や統合計画の見直しと、重要度、優先度を踏まえた更新投資の平準化となるよう資産管理を行ってまいります。

次に、水道事業では、長年稼動してきました熊川浄水場の急速ろ過設備において、電気設備、機械設備の老朽化と真空圧力管などのサビによる劣化が目立ち、断水などの事故につながることから、ことしより3カ年かけて修繕を計画しております。

次に、下水道事業では、公共下水道、農業集落排水事業に引き続き、漁業集落排水事業におきましても機能診断調査を実施し、コスト削減や老朽化などによる更新を含めた長寿命化計画を策定してまいります。

今後も、各種上下水道事業の適正な維持管理業務の持続と経費節減に努めるとともに、人口の減少、施設の老朽化など、将来を見据えた維持管理業務の広域化や施設統合化の検討を進めてまいります。

次に、教育行政につきましては、若狭町教育大綱の実現に向けた施策を引き続き進めてまいります。

まず、学校教育では、第1に未来を開く生きる力を育てる教育を進めてまいります。自己選択力・自己決定力・自己責任力を持ち合わせた人材育成のため、考える力、そして、自分の考えや意見を人に伝える力を身につける課題解決型学習などを、昨年整備いたしました学校ICT環境を最大限活用し推進してまいります。

第2に、ふるさと教育を推進してまいります。ふるさとの持つすばらしさや、先人が築いた歴史や伝統文化に触れる機会、ものづくりや職場体験などを通じて、若狭町に誇りを持ち、子供たち自身が地域社会を構成し、発展させる一員であるという自覚を養い、郷土を愛する人材を育ててまいります。

第3に、グローバル社会に対応する教育の推進を図ってまいります。国や地域の枠組みを超えて、海外との交流が目覚ましく活発化している時代に対応できる人材を育てるため、若狭町では小学校のALTを1名増員し2名体制とし、英語教育支援員4名も加え、英語教育の充実を初め、異国文化への理解と寛容的な態度の育成を図ってまいります。

第4に、安全・安心で楽しく学べる教育環境づくりを推進してまいります。不登校や気がかりな児童生徒への支援やいじめの早期対応を目的とし、適応指導教室の運営や特

別支援教育の充実を図り、関係機関との連携を密にし、個々に合ったきめ細かな支援につなげてまいります。

また、近年、少子化の進行が顕著となり、学校の適正な集団規模の確保が困難になる中、これらの問題に向き合い児童生徒の教育環境の改善を踏まえた上で、学校の規模や配置の適正化の議論を深めていく必要があると考えております。

このため、平成30年からは、保護者や地域、学校の代表者、学識経験者などによる検討委員会を設置し、学校の適正な規模と配置についての検討を行ってまいります。

また、継続事業で実施してまいりました上中中学校の耐震・リフレッシュ工事につきましては、いよいよ、この秋に完成をいたします。リニューアルされた学舎にて、将来を担う生徒の皆さんが、より一層充実した学校生活を送っていただけるものと考えております。

次に、町内12の小中学校のうち、8つの学校に給食を提供しております給食センターにつきましては、平成30年から調理・配送などの業務を民間事業者に委託をいたします。これにより、今後の調理員などの定年退職による職員減少に備えるとともに、経費の削減を実現してまいります。

次に、社会教育では地域力を高める教育の充実を図ってまいります。町民の皆さんが、生涯を通じて生き生きと暮らし、お互いに学び合うことができる町を実現するため、豊かな自然や文化などの地域資源を活用し、さまざまな学習機会を提供するとともに、子供たちの健全育成を支える基盤づくり、地域活力の向上を図ってまいります。

次に、社会体育分野では、ことし開催される「福井しあわせ元気国体」を契機とし、生涯スポーツを支える環境づくりや、体育施設の適正な維持管理を図りながら、健康で生きがいのある豊かな人材育成を図ってまいります。

続きまして、歴史、文化関係ですが、御承知のとおり、3年前の平成27年4月に、「海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群 御食国若狭と鯖街道」が文化庁から日本遺産の第1号認定をいただいております。この日本遺産という大きな冠を追い風として、熊川宿における歴史的町並みの保存整備を初め、若狭地方の玄関口となる道の駅「若狭熊川宿」の施設改修などを順次行いながら、交流人口の拡大に努めてまいりました。さらに、今後は民間の力を借りながら、地域活性化の新しい潮流とすべくシェアオフィスの事業展開やミュージアムの整備などを支援してまいります。また、御食国の原型となる脇袋古墳群の保存活用も順次計画してまいりたいと考えております。

次に、若狭町の全域に現在も色濃く残る伝統文化につきましては、町を挙げて保存継承を目指した若狭町伝統文化保存協会が、発足よりことしで10年目を迎えることか

ら、記念すべき伝統文化のつどいが計画されております。

さらに、縄文博物館におきましては、9月の年縞博物館のオープンにあわせ、特別企画展の実施や縄文文化などの体験事業の充実など、積極的な展開を図っていきたいと考えております。

いずれにしましても、若狭町が保有する歴史・文化・伝統・自然などの豊かな地域遺産は観光資源でもあり、国内は言うに及ばず、国外でも大きな評価をいただいているものばかりです。

今後は、世界に誇れるこれら若狭町固有の地域資源を、さらにしっかりとした保存管理体制のもと、広域的な活用を進め積極的に国内外に発信していきたいと考えております。

次に、パレア若狭による芸術・文化活動についてであります。パレア若狭は、健康・福祉・芸術・文化の総合的な拠点施設として、気軽に文化、芸術に触れる場、そして、さまざまな交流が生まれる場として、活気あふれる施設運営を心がけております。これからも皆様に親しまれるパレア若狭となるよう、多彩な催しものを計画しながら、来場者や交流人口がふえるよう取り組んでまいります。

また、町立図書館の運営につきましては、ことし4月より窓口業務を民間委託いたします。そして、民間の力を借りることにより、図書館独自のイベントの実施など、民間ならではのサービスを展開してまいります。

以上、町政運営に当たりまして、施政方針並びにその取り組みにつきまして申し上げます。今後も窓口業務を初め、職員一同、明るく元気で笑顔いっぱいの親切丁寧な対応を心がけ、気軽に役場へ足を運んでいただき、住民の方々と一体となって若狭町をつくり上げていく所存でございます。

そして、町民の皆さんがみずから参画し、安心して笑顔が満ちあふれるよう「みんなで創るみんなのまち」、「笑顔全開・地域力発信」、そして、今年度は特に「連携」、「交流」をテーマに若狭町のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

町民の皆さんの笑顔は、元気に輝く活力ある若狭町を意味しております。笑顔が絶えず、そして満ちあふれる若狭町を、町民の皆さんと一緒に一つ一つつくり上げていきたいと考えております。

議員の皆さん初め、町民の皆さんの御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。大変長い施政方針になりましたけれども、御清聴をいただき、誠に心からお礼を申し上げます。開会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番、小林和弘君、14番、松本孝雄君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（原田進男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間に決定しました。

～日程第3 承認第1号から日程第4 承認第2号～

○議長（原田進男君）

日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定期間変更について）」及び日程第4、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定期間変更について）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、承認第1号及び承認第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第1号「嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定期間変更について」であります。これにつきましては、当初の指定の期間、平成34年3月31日までを平成30年3月31日までに変更することについて、1月24日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第2号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定期間変更について」であります。これにつきましても、当初の指定の期間、平成34年3月3

1日までを平成30年3月31日までに変更することについて、1月24日付で専決処分させていただいたものであります。

以上、2件につきまして、それぞれ地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に基づいて御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、ただいま上程いたしました議案について詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時43分 再開）

○議長（原田進男君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の承認第1号及び承認第2号を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

上程中の2議案に対する討論はありませんか

（「討論なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行ないます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（嶺南地域有害鳥獣処理施設の指定管理者の指定期間変更について）」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定期間変更について）」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（原田進男君）

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

～日程第5 議案第1号から日程第11 議案第7号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第5、議案第1号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」から日程第11、議案第7号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」までの7議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第1号から議案第7号までの7議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号「平成29年度若狭町一般会計補正予算（第5号）」であります。既定の歳入歳出予算から、それぞれ5,461万5,000円を減額し、予算の総額を107億5,168万9,000円とするものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、総務費では、財政調整基金費で4,572万9,000円の増額、土地開発基金で569万7,000円の増額、町長及び町議会議員選挙費で513万円9,000円の減額など、総務費全体では4,871万1,000円の増額となりました。

民生費では、国民健康保険特別会計繰出金事業で1,582万9,000円の減額、後期高齢者医療事業で2,437万1,000円の減額、訓練等給付費事業で1,162万円の減額、障害者介護給付費事業で757万円の減額、介護保険特別会計繰出金事業で586万5,000円の減額、パレア若狭管理事業で500万円の増額など、各種事務事業の精算により民生費全体では6,167万6,000円の減額となりました。

衛生費では、不妊治療費助成事業で216万円の増額、清掃総務費で1,496万6,000円の減額など、各種事務事業の精算により衛生費全体では1,470万5,000円の減額となりました。

農林水産業費では、農地集積集約化対策事業で1,178万8,000円の減額、鳥

獣被害防止総合対策事業で250万円の増額、嶺南地域有害鳥獣処理施設運営管理事業で614万1,000円の増額、海岸堤防等老朽化対策事業で950万円の減額など、各種事務事業の精算により農林水産業費全体で1,670万円の減額となりました。

商工費では、温泉設備管理事業で164万7,000円の増額、観光宿泊施設管理事業で939万8,000円の増額によりまして、全体で1,104万5,000円の増額となりました。

土木費では、除雪対策事業で3,396万6,000円の増額など、全体で3,461万4,000円の増額となりました。

教育費では、小学校管理費で500万円の増額、公民館総務費で358万6,000円の増額、縄文博物館施設管理事業で307万8,000円の増額など、教育費全体で1,242万9,000円の増額となりました。

災害復旧費では、災害査定の結果なども踏まえ、公共土木災害復旧費で4,501万7,000円の減額、農地・農業用施設災害復旧費で1,031万6,000円の減額、林業施設災害復旧費で1,300万円の減額となりました。

次に、歳入の主なものにつきましては、町税がたばこ税などの減額により900万3,000円の減額、国庫支出金及び県支出金が各種事業の精算などにより合わせて5,553万8,000円の減額、また、財産収入につきましては、観光ホテル水月花の貸付収入の増額のほか、町有地の売却などにより6,113万7,000円の増額、繰入金につきましては財政調整基金からの繰入金1,500万円の減額、そして、地方債を事業の精算などにより4,420万円の減額などとしております。

次に、議案第2号「平成29年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります。既定の歳入歳出予算から、それぞれ490万1,000円を減額し、予算総額を21億3,844万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金で154万7,000円の減額、療養給付費等交付金で466万3,000円の増額、県支出金で220万7,000円の減額、共同事業交付金で997万8,000円の増額、繰入金で1,582万9,000円の減額などとなっております。

また、歳出の主なものは、退職被保険者等療養給付費で1,233万円の増額、保険財政共同安定化事業で3,459万2,000円の減額、基金積立金で1,987万9,000円の増額などとしております。

次に、議案第3号「平成29年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,132万3,000円を追加

し、予算の総額を1億8,049万7,000円とするものであります。

歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額などであります。

次に、議案第4号「平成29年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出予算からそれぞれ4,449万9,000円を減額し、予算総額を19億9,494万3,000円とするものであります。

介護保険事業勘定による、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金で1,237万33,000円の減額、支払基金交付金で1,315万4,000円の減額、県支出金で586万9,000円の減額、繰入金で1,310万6,000円の減額となります。

また、歳出では、居宅介護サービス給付費で3,000万円の減額、介護予防・日常生活支援サービス事業で1,700万円の減額などとなっております。なお、介護保険サービス事業勘定につきましては、居宅介護予防支援事業費の中で歳出項目の組みかえを調整などしております。

次に、議案第5号「平成29年度若狭町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）」であります。これにつきましては、水道整備計画修正業務を翌年度に繰り越すために、繰越明許費を計上するものであります。

次に、議案第6号「平成29年度若狭町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。これにつきましても「公共下水道事業計画等変更業務」を翌年度に繰り越すために、繰越明許費を計上するものであります。

次に、議案第7号「平成29年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第2号）」であります。これにつきましては、上中診療所改修工事の内容の精算などにより1,254万円を減額するものであります。

以上、7議案につきまして説明を申し上げました。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の7議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま、議案となっております7議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております7議案については、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第12 議案第8号から日程第28 議案第24号～

○議長(原田進男君)

次に、日程第12、議案第8号「若狭町空き家等対策の推進に関する条例の制定について」から日程第28、議案第24号「若狭町教職員住宅条例の廃止について」までの17議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第8号から議案第24号までの17議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第8号「若狭町空き家等対策の推進に関する条例の制定について」であります。本案は、町内の空き家等の活用及び流通を促進するほか、適切な管理が行われていない空き家等の改善または解消を図るため、空き家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、町内空き家等対策を総合的に進めるために、この案を提出するものであります。

次に、議案第9号「若狭町社会福祉施設維持管理基金条例の制定について」であります。本案は、若狭町社会福祉施設の適切な機能の維持管理に必要な財源を確保し、将来にわたり施設の管理運営及び財政の健全な運営に資するため基金を設置したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第10号「若狭町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」であります。本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、条例を制定する必要がありますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第11号「若狭町行政組織条例の一部改正について」であります。本案は、本町の行政組織の一部を変更するため条例の改正をする必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第12号「若狭町個人情報保護条例及び若狭町情報公開条例の一部改正について」ですが、本案は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第13号「若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第14号「原子力発電施設等立地地域の指定による町税の特例に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、企業立地促進に係る施策転換に伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第15号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく町税の特例に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正及び企業立地促進に係る施策転換に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第16号「若狭町パレオ若狭リラクゼーション施設条例の一部改正について」ですが、本案は、パレオ若狭リラクゼーション施設について、平成30年4月1日から町が直接管理することに伴い、条例の改正が必要となりますので、この案を提出するものであります。

次に、議案第17号「若狭町児童館条例の一部改正について」ですが、本案は、平成30年4月1日から鳥羽児童館を大鳥羽区に移管するため、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第18号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」ですが、本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日より施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定が新設されることにより、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第19号「若狭町国民健康保険基金条例及び若狭町国民健康保険条例の一部改正について」ですが、本案は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が平成30年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第20号「若狭町介護保険条例の一部改正について」ですが、本案

は、介護保険料の見直しに伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第21号「若狭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」であります。本案は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第22号「若狭町企業振興条例の一部改正について」であります。本案は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律及び農村地域工業等導入促進法の改正に伴い、条例の改正が必要となるので、この案を提出するものであります。

次に、議案第23号「農村地域工業等導入促進法の施行に伴う町税の特例に関する条例の廃止について」であります。この案は、農村地域工業等導入促進法の改正により、同法第10条の規定が削除されたことに伴い、条例を廃止する必要があるため、この案を提出するものであります。

次に、議案第24号「若狭町教職員住宅条例の廃止について」であります。本案は、大鳥羽教職員住宅について、建築後20年が経過し、今後も老朽化に対する多額の修繕費用や入居者の減少を考慮し、当該住宅を廃止したいので、この案を提出するものであります。

以上、17議案につきまして説明を申し上げます。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく御願いたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の17議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております17議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております17議案については、議案付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第29 議案第25号及び日程第30 議案第26号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第29、議案第25号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置」及び日程第30、議案第26号「福井県市町総合事務組合理約の変更及び財産処分について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第25号及び議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第25号「若狭地区障害者介護給付費等支給審査会の共同設置について」であります。本案につきましては、平成30年4月1日より若狭町が若狭地区障害者介護給付費等支給審査会に加わり、審査判定業務を行うことから、同審査会の共同設置について協議したいので、提案するものであります。

次に、議案第26号「福井県市町総合事務組合理約の変更及び財産処分について」であります。本案につきましては、平成30年3月31日付で福井県市町総合事務組合から、こしの国広域事務組合が脱退することに伴う福井県市町総合事務組合理約の変更並びに、こしの国広域事務組合の脱退に伴う福井県市町総合事務組合の財産処分について協議したいので、提案するものであります。

以上、2議案につきまして説明を申し上げました。十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願い致します。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ただいま、議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定

により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、各常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第31 議案第27号から日程第45 議案第41号～

○議長(原田進男君)

次に、日程第31、議案第27号「平成30年度若狭町一般会計予算」から日程第45、議案第41号「平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの15議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第27号から議案第41号までの平成30年度の一般会計及び各会計の予算につきまして、説明を申し上げます。

まず、議案第27号「平成30年度若狭町一般会計予算」についてですが、歳入歳出予算の総額を97億6,259万円と決めました。なお、前年度の当初予算につきましては選挙の関係もあり骨格予算でスタートし、肉づけを6月補正で行っておりますので、比較につきましては全て6月補正後の予算額とさせていただきます。それと比較しますと、率では0.8%の減少となっております。

では、予算内容につきまして説明させていただきます。

まず、歳入の主なものについてですが、町税の総額は17億3,604万3,000円で前年度に比べ1%の減少、地方交付税につきましては38億7,700万円で0.4%の増加、国庫支出金は5億3,341万1,000円で28%の減少、県支出金は12億645万8,000円で7.3%の増加、繰入金は5億9,473万円で24.4%の増加、町債は6億2,065万円で11.4%の減少などとなっております。

次に、歳出の主なものについてですが、総務費では13億1,331万4,000円となり、前年度に比べ1.6%の減少となっております。これは職員人件費の減少、また、町長及び町議会議員選挙費の減少などによるものです。

民生費では、23億1,072万7,000円となり、国民健康保険特別会計繰出金事業の減少などにより3.2%の減少となっております。

衛生費では、10億5,392万3,000円となり、公立小浜病院組合負担金の増

加などで5.2%の増加となりました。

農林水産業費では、12億3,918万1,000円となり、園芸産地総合支援事業や水産業強化支援事業の増加などにより7.5%の増加となっています。

商工費では、4億1,402万5,000円で、企業誘致促進事業の増加などにより29.4%の増加となっています。

土木費では、6億4,557万6,000円で、三方PAスマートIC事業の減少などにより24.7%の減少となっています。

消防費では、4億1,327万3,000円で、若狭消防組合及び敦賀美方消防組合の負担金の増加などにより10.1%の増加となりました。

教育費では、10億223万4,000円で、給食センター費の減少などにより0.1%の減少となっています。

町の借金を返済する公債費では、12億5,525万8,000円となり、2.6%の減少となっています。

以上が一般会計予算の概要であります。

次に、議案第28号「平成30年度若狭町国民健康保険特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を18億2,167万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で13億4,164万2,000円、国民健康保険事業費納付金で4億172万8,000円、保健事業費で5,671万8,000円を計上しています。

財源となる歳入では、国民健康保険税で2億9,841万7,000円、県支出金で13億8,896万2,000円、一般会計から繰入金1億3,413万7,000円などで収支の均衡を図りました。

次に、議案第29号「平成30年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を1億8,613万円とするものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億8,256万8,000円及び保険料徴収に係る費用で、これらを財源としまして、保険料1億3,722万7,000円及び一般会計繰入金などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第30号「平成30年度若狭町直営診療所特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を9,127万5,000円とするものであります。

三方診療所分で8,897万1,000円、巡回診療所分で230万4,000円を計上しております。医業費などの歳出に対し、歳入で診療収入や一般会計からの繰入金などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第31号「平成30年度若狭町介護保険特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を19億2,999万4,000円とするものであります。

介護保険事業勘定に19億730万6,000円、介護保険サービス事業勘定に2,268万8,000円を計上して、地域の実情に合った質の高いサービスの提供に努めたいと考えております。

次に、議案第32号「平成30年度若狭町簡易水道事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を1億4,546万3,000円とするものであります。

歳出では、簡易水道施設管理費に6,452万2,000円などを計上しています。

歳入では、使用料1億3,350万6,000円、一般会計繰入金681万円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第33号「平成30年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を164万円とするものであります。

農作業中の事故による傷害を対象に支払われる災害補償費に100万円を計上し、財源には賦課金などを充当するものであります。

次に、議案第34号「平成30年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を4億1,416万1,000円とするものであります。

歳出では、集落排水処理施設管理費に1億2,956万2,000円などを計上して、施設の適切な運営に努めたいと考えております。

これらの財源として、使用料1億2,751万1,000円、一般会計などの繰入金2億7,780万9,000円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第35号「平成30年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を6,574万6,000円とするものであります。

歳出では、集落排水処理施設管理費に2,077万1,000円、漁業集落排水機能診断調査業務委託に2,721万6,000円を計上しています。

歳入では、使用料2,043万1,000円及び一般会計繰入金3,665万7,000円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第36号「平成30年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を5億2,090万2,000円とするものであります。

歳出では、公共下水道施設管理費に1億1,522万3,000円などを計上しています。

これらの財源として、使用料1億2,646万1,000円、一般会計繰入金3億

8, 244万9, 000円及び基金繰入金1, 312万円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第37号「平成30年度若狭町営住宅等特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を3, 380万2, 000円とするものであります。

本会計は、町内の町営住宅及び公営住宅の各施設を管理するもので、歳出では、住宅管理費に2, 106万2, 000円、公債費に1, 254万円などを計上しております。

これらの財源として、使用料2, 813万1, 000円及び一般会計繰入金564万2, 000円などを計上して収支の均衡を図りました。

次に、議案第38号「平成30年度若狭町土地開発事業特別会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を6, 504万7, 000円とするものであります。

歳出では、上瀬住宅団地や天徳寺住宅団地などに関する管理費で、1, 899万6, 000円、公債費に3, 873万7, 000円などを計上し、歳入では、分譲地の売払収入として2, 338万円、基金繰入金3, 884万5, 000円などを計上して、収支の均衡を図りました。

次に、議案第39号「平成30年度若狭町水道事業会計予算」であります。収益的収入及び収益的支出の予定額をそれぞれ1億9, 180万1, 000円とし、資本的収入の予定額を1億3, 815万6, 000円、資本的支出の予定額を3億456万9, 000円とするものであります。

収益的収入及び支出では、給水施設の維持管理費や減価償却費などの費用を、使用料などの収益で賄うものであります。

また、資本的収入及び支出では、資本的支出における配水施設改良費で、2億1, 124万9, 000円を計上したほか、配水施設拡張費として県営河内川ダム建設費に係る負担金4, 218万4, 000円を計上しました。

この財源には、国・県補助金3, 513万3, 000円及び一般会計出資金705万1, 000円、企業債9, 500万円などを計上するとともに、資本的収入及び資本的支出に不足する額は、減債積立金、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金などで補てんするものであります。

次に、議案第40号「平成30年度若狭町工業用水道事業会計予算」であります。収益的収入の予定額を2, 764万8, 000円、収益的支出の予定額を3, 816万5, 000円とし、資本的収入及び資本的支出予定額をそれぞれ2, 854万6, 000円とするものであります。

本会計は、若狭中核工業団地で操業する企業に工業用水を供給するもので、各企業への安定供給に向け、供給施設の維持管理に努める予算となっております。

財源には、給水収益を初め、県営河内川ダム建設にかかる国、県からの補助金などを計上しております。

次に、議案第41号「平成30年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」がありますが、収益的収入の予定額を5億2,409万9,000円、収益的支出の予定額を5億6,731万円、資本的収入の予定額を2億1,198万円、資本的支出の予定額を2億2,863万6,000円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額は、減債積立金取崩などで補てんするものであります。

以上、15議案につきまして説明を申し上げました。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の15議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま、議題となっております15議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております15議案については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第46 議案第42号及び日程第47 議案第43号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第46、議案第42号「財産の処分について（北前川区）」及び日程第47、議案第43号「財産の処分について（大鳥羽区）」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第42号及び議案第43号につきまして、提案の説明を申し上げます。これらの2議案につきましては、いずれも実質的な地元の集落で管理運営いただいております町有施設について、それぞれ地元集落に移管したく、提案するものであります。

まず、議案第42号「財産の処分について（北前川区）」であります。本案につきましては、北前川区のセンター用地を北前川区に移管したいので、提案するものであります。

次に、議案第43号「財産の処分について（大鳥羽区）」であります。本案につきましては、鳥羽児童館を大鳥羽区に移管したいので、提案するものであります。

以上、2議案につきまして説明を申し上げました。十分御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定しました。

～日程第48 議案第44号及び日程第49 議案第45号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第48、議案第44号「町道路線の変更について」及び日程第49、議案第45号「町道路線の廃止について」の2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第44号及び議案第45号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第44号「町道路線の変更について」であります。これにつきましては、町道西部98号線について変更したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第45号「町道路線の廃止について」であります。これにつきましては、町道西部134号線につきまして廃止としたいので、同じ道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

以上、2議案につきまして、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

ただいま、議題となっております2議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております2議案については、議案付託表のとおり総務産業建設常任委員会へ付託することに決定しました。

～日程第50 議案第46号から日程第53 議案第49号～

○議長（原田進男君）

次に、日程第50、議案第46号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレオ若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定期間変更について」から日程第53、議案第49号「嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設の指定管理者の指定について」までの4議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第46号から議案第49号までの4議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第46号「若狭町国民健康保険介護サービス施設、若狭町国民健康保険生活支援ハウス及びパレア若狭リラクゼーション施設の指定管理者の指定期間変更について」につきましては、3つの施設のうち、パレア若狭リラクゼーション施設について当初の指定期間、平成31年3月31日までを平成30年3月31日までに変更したいので、提案するものであります。

続いて、議案第47号から議案第49号までの3議案につきましては、それぞれの施設について、平成30年4月からの指定管理の相手方に関する議案を提出させていただいております。

指定管理者を指定させていただきます施設につきましては、若狭町みかた温泉施設を株式会社オーイングに、嶺南地域有害鳥獣処理施設を夢源建築有限会社に、嶺南地域有害鳥獣食肉処理加工施設を有限会社音海興産に、それぞれ指定させていただきたいと考えております。

以上、4議案につきまして説明を申し上げました。十分なる御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（原田進男君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の4議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております4議案については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、議題となっております4議案については、議案付託表のとおり各常任委員会へ付託することに決定しました。

お諮りします。

議案審査のため、明日3日から8日までの6日間を、休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田進男君)

異議なしと認めます。よって、明日3日から8日までの6日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これをもって散会します。

(午前11時37分 散会)